

令和5年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和5年	2月20日(月)	開会	午前	9時31分
			散会	午前	10時4分
		2月24日(金)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時35分
		2月28日(火) 第1回	開会	午前	9時30分
			休憩	午前	9時32分
		第2回	再開	午後	0時17分
			散会	午後	0時19分
		3月1日(水) 第1回	開会	午前	9時30分
			休憩	午前	9時37分
		第2回	再開	午後	0時14分
			散会	午後	0時17分
		3月17日(金) 第1回	開会	午前	9時30分
			休憩	午前	9時39分
		第2回	再開	午後	3時12分
			休憩	午後	3時13分
		第3回	再開	午後	3時47分
			閉会	午後	3時53分

場所 議会運営委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

横川雅也副委員長、権守幸男副委員長

千葉達也委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、須賀敬史委員、梅澤佳一委員、  
田村琢実委員、本木茂委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、井上航委員、  
深谷顕史委員、山根史子委員、木村勇夫委員、秋山もえ委員

出席者 中屋敷慎一議長、武内政文副議長

欠席委員 2月28日(第1回) 梅澤 佳一 委員(自民) → 代理出席 神尾 高善 議員  
小谷野五雄 委員(自民) → 代理出席 岡地 優 議員

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和5年2月20日(月))

**委員長**

1 北朝鮮のミサイル発射に関する対応についてだが、去る2月18日、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが、我が国の排他的経済水域内に落下した。

北朝鮮は、ミサイル発射を繰り返し、その能力を強化していく姿勢を示しており、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であり、断じて容認できない。これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、国際連合安全保障理事会決議等への明らかな違反であるとともに、国際社会全体への平和と安全を脅かすものであり、我が国のみならず、国際社会全体に対する挑発をエスカレートさせる明白な暴挙である。

については、本日の本会議の冒頭において、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に重ねて断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議案を配布 >

**委員長**

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

**委員長**

2 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案をお願いしたいと考えている議案について、説明申し上げる。

まず、招集告示日に説明させていただいた議案等に加えて、本日、急きょ追加提案をさせていただく議案について、説明申し上げます。サイドボックスにある、「①埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。本日追加で提案をさせていただく議案は、予算1件である。この補正予算案は、頻繁に発生している高病原性鳥インフルエンザへの対応状況等に鑑み、今後、緊急的な予算措置が必要となった場合に備えるため、予備費の増額について編成したものである。なお、本補正予算案については、これまでの予備費の執行状況等も踏まえ、速やかな予算措置が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いするものである。

次に、2月24日、代表質問初日に追加提案をお願いしたいと考えている議案について説明申し上げます。サイドボックスにある、「②埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。追加提案を予定している議案は、予算15件、和解1件の計16件である。予算については、一般会計のほか、特別会計10件、企業会計4件であり、それぞれ補正をお願いするものである。和解については、警察本部に係る損害賠償請求事件に関して和解することについて、議決を求めるものである。それぞれの議案の詳細については、この後企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている表彰議案及び人事議案について、説明申し上げます。

まず、表彰議案について説明申し上げます。サイドボックスにある、「令和5年2月定例会に追加提出する表彰議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、彩の国功労賞の贈呈についてである。彩の国功労賞をFIFAワールドカップカタール2022において、日本代表選手としてチームの決勝トーナメント進出・大会ベスト16に貢献した川島永嗣氏、酒井宏樹氏に、2023年における第67回全日本実業団対抗駅伝競走大会において優勝したHonda ホンダ陸上競技部にそれぞれ贈呈することについて、御同意をお願いするものである。贈呈理由等については、お配りしてある、「彩の国功労賞の贈呈について」を

御覧いただきたいと存じる。

次に、人事議案について、説明申し上げます。サイドブックにある、「令和5年2月定例会に追加提出する人事議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、まず、副知事の選任についてである。埼玉県副知事に堀光敦史氏を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。次に、教育長の任命についてである。埼玉県教育委員会教育長に日吉亨氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会に追加提案させていただく議案の概要である。どうぞ、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、本日及び2月24日の代表質問初日に追加提案を予定している議案の詳細について、説明申し上げます。

まず、本日の開会日に急遽追加提案をさせていただく議案について、説明申し上げます。サイドブックにある、「①埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

こちらの2ページ、資料1「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名表（追加提出）」を御覧いただきたいと存じる。本日、追加提案を予定している議案は、予算1件である。

3ページを御覧願う。資料2「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）案の概要」である。この補正予算案は、頻繁に発生している高病原性鳥インフルエンザへの対応状況等に鑑み、今後、緊急的な予算措置が必要となった場合に備えるため、予備費の増額について編成したものである。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で5億円となっている。「2 補正予算の財源内訳」についてだが、全額、繰越金を活用している。「3 補正予算の内容」としては、冒頭に説明させていただいたとおり、予備費の増額である。

次のページ、資料3は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも説明したとおり、これまでの予備費の執行状況等も踏まえ、速やかな予算措置が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いする。

次に、2月24日の代表質問初日に追加提案を予定している議案について、説明申し上げます。サイドブックにある、「②埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

こちらの2ページ、資料1「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名表（追加提出）」により説明させていただく。2ページの1番から4ページの15番までは、「予算」である。後ほど資料2より説明させていただく。5ページを御覧願う。「和解することについて」である。こちらは、武南警察署に勾留中の者が平成30年9月15日にうっ血性心不全により死亡した事案に関し、親族から提起された損害賠償請求事件について和解するものである。

続いて、補正予算案を説明させていただく。6ページを御覧願う。資料2「令和4年度2月補正予算（追加）案の概要」である。この補正予算案は、歳出について、給与費や公債費など予算の執行見込みを踏まえた所要額の精査や、県税収入の増加等に伴う市町村への交付金をはじめ、補正が必要な事項について予算を措置するとともに、歳入については、

県税や地方消費税清算金などの見込みを踏まえ、編成したものである。

7ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で477億9,858万7千円の減額、特別会計で157億128万3千円の増額、公営企業会計で86億9,190万8千円の減額、合計で407億8,921万2千円の減額となっている。

「2 補正予算の主な財源」についてだが、「国庫支出金」では新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用していた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などを減額している。「県債」については、本県の発行可能額が当初の見込みを上回ったため、臨時財政対策債を81億7,700万円増額する一方で、その他の県債は、事業の進捗等に応じて発行額の減額を行うことから、県債全体では減額となっている。「繰入金」のうち、「財源調整のための基金の取り崩し中止」については、本年度の収支見通しを踏まえ、485億7,550万8千円の取り崩しを中止するものである。これにより、下の※2にあるとおり、「財源調整のための基金の残高」は、令和4年度末で約1,409億円、令和5年度末で約614億円を見込んでいるところである。

次に、「その他」についてである。下の※3にあるとおり、主な内訳とし、まず、「県税」については、法人二税や個人県民税などが当初の見込みを上回ったことにより、185億円を増額するものである。「地方消費税清算金」については、全国の地方消費税収入が増加したため、本県へ清算される額が当初の見込みを上回ったことにより、351億6,000万円を増額するものである。「地方譲与税」については、全国の特別法人事業税収入が増加したため、本県に譲与される特別法人事業譲与税が当初の見込みを上回ったことなどにより、107億1,700万円を増額するものである。「地方交付税」については、国の補正予算に伴い追加交付があった一方で、臨時財政対策債の発行可能額が多く配分されたため、普通交付税の額が当初の見込みを下回ったことなどから、地方交付税全体としては、22億8,068万7千円を減額するものである。「繰越金」については、令和3年度決算における実質収支の金額からこれまでの補正予算の財源として活用した繰越金を差し引いた金額である、185億8,265万3千円を計上するものである。

8ページを御覧願う。「3 補正予算の主な内容（一般会計）」について説明する。まず、「(1) 主な歳出」についてである。「ア 県税に係る清算金、市町村への交付金等」については、他都道府県からの地方消費税清算金や法人事業税が当初の見込みを上回ったことに伴い、市町村への交付金等を増額するものである。「イ 財政調整基金の積み増し」については、県税や地方譲与税などの収入増に加え、歳出における執行節減等により捻出した財源を財政調整基金へ積み立てるものである。「ウ 公共施設長寿命化等推進基金の積み増し」及び「エ 公債費満期一括償還措置」については、公共施設等の長寿命化や県債の満期一括償還のため、基金への積み立てを行うものである。「オ その他事業費の主な増額」について、説明する。「(ア) 農業構造改革支援基金の積立て」については、農地中間管理機構が行う農地の集積・集約化に要する経費の財源として、国から追加措置された国庫支出金等を農業構造改革支援基金へ積み立てるものである。「(イ) 児童養護施設退所者等の自立に向けた貸付金に係る貸付原資等の県社会福祉協議会への補助」については、児童養護施設等の退所者が自立し安定した生活を送るための支援として、国から追加措置された生活支援費や家賃支援費等の貸付金の原資などを県社会福祉協議会に補助するものである。「(ウ) 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う農家への損失補填」については、昨年末に深谷市等で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、雛や卵等の移動・搬出制限区域内の養鶏場等で生じた収入の減少等による損失を補填するため、周辺農家に対して補助するものである。「(エ) 高額医療費に係る国民健康保険事業特別会計への繰出し」については、高額

な医薬品の普及などにより、市町村における国民健康保険事業に係る高額医療費が当初の見込みを上回ることから、国民健康保険事業特別会計の繰出金を増額するものである。「(オ) 指定管理者制度導入施設におけるエネルギー価格高騰に伴う委託料の増額」については、エネルギー価格高騰の影響により、光熱費及び燃料費について想定範囲を超えた増加が見込まれる12施設分の委託料を増額するものである。9ページを御覧願う。「カ 給与費」及び「キ 公債費」については、予算額と執行見込額の差を減額するものである。「ク その他事業費の確定等に伴う整理」については、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費などについて、これまでの実績を踏まえ、予算額と執行見込額の差を減額するものなどである。「(2) 繰越明許費の設定」については、年度内の執行が困難な案件について、設定をお願いするものである。

次に10ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計及び公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしく願います。

### 委員長

3 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料1のとおり、自民及び県民の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を、事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

### 委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

### 委員長

なお、ただ今変更した議席には、本日の本会議から御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会及び予算特別委員会の会派別委員配分の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、改めて配分を計算したところ、お手元の資料2のとおりとなった。

この配分（案）に基づき、会派別委員配分を変更することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員及び予算特別委員の辞任及び選任についてだが、まず、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の岡村ゆり子委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。

については、岡村ゆり子委員の辞任を許可することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、岡村ゆり子委員の辞任が許可された後、自民から、永瀬秀樹議員を選任されたい旨の申出があった。

については、永瀬秀樹議員を選任することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

この件については、辞任許可後、直ちに、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、予算特別委員会の八子朋弘委員及び秋山文和委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。

については、八子朋弘委員及び秋山文和委員の辞任を許可することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

この件については、本日の本会議において、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、八子朋弘委員及び秋山文和委員の辞任が許可された後、自民から、内沼博史議員を、県民から、松坂喜浩議員を、選任されたい旨の申出があった。

については、内沼博史議員及び松坂喜浩議員を選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、辞任許可後、直ちに、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料3により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

7 一般質問についての（1）一般質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、同じく資料3により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、（2）一般質問順位の決定についてだが、まず、2月28日（火）については、自民、公明、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、3月1日（水）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

3月1日については、1番目が内沼博史議員、2番目が吉良英敏議員、3番目が新井豪議員で願います。



## 委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。 >

## 委員長

8 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月13日（月）の本委員会及び先ほどの知事追加提出議案の説明において、執行部から急施を要するとの要請があった付議予定議案の取扱いについて、御協議をお願いします。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

## 委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、代表質問初日・2月24日（金）に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内とする。

< 了 承 >

## 委員長

9 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、去る2月13日（月）の本委員会において、開会日までに調整することとしていた2月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

国は2月10日に、屋内でのマスク着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねるという考え方に見直す方針を示した。また、県も2月16日に新型コロナウイルス対策本部会議において、同様の方針を決定した。

これらの方針や県内の感染状況を踏まえ、今定例会の新型コロナウイルス感染防止の対応について、委員長案を作成した。それでは、お手元の資料4を御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

前定例会からの変更点は、アンダーライン部分のとおりである。本日から、マスクの着用は個人の判断に委ねることとする。ただし、3月12日までは、発言の際にマスクの着用を義務付ける。

私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いします。

なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、本委員会でご協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

**委員長**

10 意見書・決議案についてだが、件名については代表質問2日目・2月27日（月）、案文については一般質問最終日・3月1日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。また、委員会において提案するものについては、最終日・3月17日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

**委員長**

11 埼玉県議会議員表彰についてだが、過去の例にならい、本会議において議長発議による表彰の決議及び表彰状の朗読を行い、受賞者が謝辞を述べるという形で行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

12 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いします。

< 了 承 >

**委員長**

13 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

14 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・２月２４日（金）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに開会することによいか。

< 了 承 >

令和5年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和5年2月24日(木))

**委員長**

1 知事提出急施議案(第50号議案、第52号議案及び第53号議案)についての(1) 質疑の有無の確認についてだが、16番中川浩議員から、第50号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**田村委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として、条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明をさせていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

**委員長**

自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

<事務局職員が資料を配布>

**委員長**

それでは、説明をお願いします。

**田村委員**

お配りした条例案の概要を御覧願う。

パーキングパーミット制度とは、公共施設や商業施設などに設置されている車椅子利用者用の駐車施設の利用対象者を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など一定の方に限定し、利用証を交付することで、当該駐車施設の適正利用を図る制度である。この制度は、既に全国の41府県及び埼玉県内の川口市、久喜市で導入されている。しかし、埼玉県では、都市部における駐車区画の不足を理由として、この制度は未だ導入されていない。本県でも、全国と歩調を合わせ、パーキングパーミット制度を導入し、真に必要な方々への配慮ができる埼玉県を目指すべきと考える。そこで、私たちは、高齢者、障害者

等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、県が利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする旨を定める等することを目的として、埼玉県福祉のまちづくり条例の改正案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

#### 委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いする。

#### 委員長

3 その他に入る前に申し上げます。

まず、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

#### 委員長

次に、代表質問時における計画的な休憩の運用についてだが、代表質問は質問時間が45分、答弁時間も同程度となる。一般質問に比べて答弁者の人数が少数となり、答弁者一人当たりの答弁時間も長くなるため、おおむね60分では、答弁の途中で休憩を取らざるを得なくなることから、質問者の質問が終わった時点で休憩すると聞いている。休憩後、答弁から再開することとなる。

各会派におかれては、この旨の周知をお願いする。

#### 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

#### 委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・2月28日(火)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和5年2月28日(火)第1回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第50号議案、第52号議案及び第53号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。

本日、一般質問を行う石渡豊議員から、視覚及び聴覚に障害のある傍聴者が来場すると  
の報告があった。

これに伴い、傍聴席において手話通訳者が手話通訳を行うこと、盲導犬を伴って傍聴すること及び介助者が傍聴者に対し、本会議の発言を復唱して伝えることについて御承知おき願う。

< 了 承 >

**委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和5年2月28日(火)第2回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第50号議案、第52号議案及び第53号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、一般質問最終日・3月1日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和5年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和5年3月1日(水)第1回)

**委員長**

1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**企画財政部長**

委員長のお許しをいただいたので、令和5年2月20日提出、埼玉県議会定例会議案等の一部変更について説明申し上げます。

第50号議案「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)」、第52号議案「急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について」及び第53号議案「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第9号)」については、2月20日に御提案させていただき、いずれも急施の取扱いをお願いしたところ、昨日、2月28日に御議決を賜った。誠に感謝申し上げます。

サイドボックスにある、「埼玉県議会定例会議案変更表」及び「埼玉県議会提出予算説明書変更表」を御覧願う。

先に御議決をいただいた補正予算第8号の成立に伴い、補正予算第9号の「議案」及び「予算説明書」において、「歳入歳出予算の総額」、「補正前の額」及び「計」の欄の数値に変更が生じたものである。

以上、よろしくお取り計らいのほど、お願いする。

**委員長**

ただ今の説明のとおり、変更を了承することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、この件については、本日の本会議冒頭で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第1号議案ないし第49号議案、第51号議案及び第54号議案ないし第69号議案)の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりによいか。

< 了 承 >

**田村委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

委員会付託の関係だが、閉会日に提案が予定されている、人事議案2件のうち、教育長選任の議案について、我が会派の意見を申し上げます。

本県議会では、人事・表彰議案については、正規の手続きを省略し、直ちに表決をとる例ではあるが、教育長の人事議案については、正規の手続きをとり、委員会に付託すること



を提案する。

言うまでもなく教育は、次世代を担う児童生徒の育成を担う重要な行政分野である。また、文部科学省が発出した、平成26年7月17日付け「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の通知においても、留意事項として、議会同意に際しては、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続きを経ることが考えられるとしている。本県議会においても、新たな教育長制度となってから2回の教育長選任議案があったが、いずれも委員会に付託し、所信表明をしている。

以上の理由により、繰り返しになるが、閉会日に上程予定の教育長の人事議案については、正規の手続きをとり、委員会に付託の上、同日の本会議で議決することを提案する。

各会派におかれては、御同意いただくようお願い申し上げます。

#### 委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

#### 委員長

3 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月24日(金)の本委員会で自民から提案があった条例案1件が提出されたので、報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第2号議案は、提案者を代表して、19番逢澤圭一郎議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、議第2号議案の提案説明終了後の休憩中、速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書26件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第2号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 議第2号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、46番井上航議員から、質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 人事議案の取扱いについてだが、先ほどの本委員会で、自民から提案のあった教育長の人事議案について御協議願う。

本県議会では、人事議案は通常、正規の手続を省略し、直ちに表決を採る例ではあるが、教育長の人事議案については、委員会付託等の正規の手続により、審議することを求める意見があったので、この件については、正規の手続により行うことといたしたいと思うが、いかがか。

[ 了 承 ]

**委員長**

それでは、教育長の人事議案については、正規の手続により審議することに決定した。

なお、この件について質疑がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、予算特別委員会日・3月15日(水)の正午までということはいかがか。

[ 了 承 ]

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会日・3月15日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てください、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・3月17日(金)の本委員会で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の（１）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・3月17日（金）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、午後1時によいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 知事追加提出議案(教育長に係る人事議案)についてだが、去る3月1日(水)の本委員会で、正規の手続により審議することに決定した教育長に係る人事議案については、各特別委員長の報告終了後に取り扱うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(1)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)委員会付託の確認についてだが、文教委員会に付託することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願います。

**秋山委員**

請願の本会議討論を行うことについて、許可していただきたいので一言申し上げる。

今回、議請第1号の国に対し消費税率を5%に引き下げる意見書の提出を求める請願、議請第2号の原発推進政策の見直しを求める請願、議請第3号の福島第一原発事故によるトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出を求める請願の3つについての討論を希望する。

請願権は、憲法第16条に明記された国民の権利である。請願は、民意を直接議会や政

府に伝えるという意味が重視されており、参政権的機能を有している。その重要性を考えると、執行部提出議案や議員提出議案と同様に、本会議において各会派の意見の表明の後、採決に付することが適当と考える。本会議での討論は政党、会派の意思を表明することにとどまらず、各議員の態度表明に、その変更も含めて直接働き掛ける機能をも有しているものとする。

以上の理由から、許可していただくよう、御協議をよろしく願います。

#### 田村委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

#### 委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

#### 委員長

異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

#### 委員長

5 意見書案についてだが、去る3月1日(水)(一般質問最終日)までに各会派から提出された意見書案の柱26件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案6件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

6 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料4のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、本日・3月17日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

7 埼玉県議会BCPについてだが、お手元の資料5を御覧願う。

去る2月13日の本委員会で、各会派の皆様へ素案を提示し、御確認いただいたところ、原案通りとすることで御了解をいただいた。改めて、議員の皆様へ感謝を申し上げる。

については、埼玉県議会BCP案を、原案のとおり決定することでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

決定した埼玉県議会BCP案については、議長に報告し、事務局に所定の手続を執らせる。なお、後ほど、議会情報ネットワークに掲載するので、御確認願う。

緊急事態発生時においても議会活動を継続し、議事機関の機能を発揮するため、議員及び事務局職員が、埼玉県議会BCPについて理解を深め、訓練等を定期的に行うことで、適宜、見直していくことが大切であると考えている。

引き続き、議員の皆様におかれては、御協力をよろしくお願いする。

## 委員長

8 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

## 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

## 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

## 委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、文教委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和5年3月17日(金)第2回)

---

**委員長**

1 第70号議案に対する文教委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、文教委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、文教委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。



**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その1）のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事追加提出議案についてだが、去る2月20日(月)の本委員会において説明のあった、表彰議案及び副知事に係る人事議案についてである。

まず、(1) 審議手続についてだが、表彰及び人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表（その2）のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議員提出議案についての(1) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。